

3 >> 保険料納付について

● 納付書による毎月納付の流れ

毎月初めに納付書が郵便で届きます。



納付期限は毎月10日です。

納付期限を毎月確認！



お支払いはコンビニエンスストアや郵便局等で。



◆月の3日頃までに納付書が届かない場合は、ご連絡をお願いいたします。

<福岡支部:092-283-7621>

◆初めてお支払いいただく納付書は保険証に同封してお送りするため月初めとは限りません。

◆保険料は資格を取得した月の分から発生します。申請の時期によっては、初回にお支払いいただく保険料が2か月分以上となり、納付書が複数枚同封されていることがありますのでご注意ください。

重 要 納付期限までにお支払いがない場合、任意継続の資格がなくなりますのでご注意ください。

● 前納による「一括納付」

申出書の納付方法の欄で『6か月前納』もしくは『12か月前納』を選択された方には、加入月の納付書と、翌月以降の一括払いの納付書をお送りします。

①前納とは、納付書による「おまとめ・先払い」制度です。口座振替による前納はできません。

②前納が可能な月は以下のとおりです。前納には保険料の割引があります。

(A)3月→4月～9月の半年分、または4月～翌年3月までの1年分を納付

(B)9月→10月～翌年3月までの半年分を納付

(C)任意継続に加入した月→加入した月の翌月～9月分、または加入した月の翌月～3月分まで

③前納の納付期限は、上記(A)～(C)の月末(末日が土日、祝日の場合は翌営業日)です。また(C)のケースでは、加入日によっては前納できないこともあります。

● 口座振替による納付

申出書の納付方法の欄で『口座振替(毎月納付のみ)』を選択された方には、保険証をお送りする際に初回保険料納付書と『口座振替依頼書』を同封します。

①『口座振替依頼書』に、金融機関窓口で確認印を受けた上で協会けんぽへご提出ください。
(ゆうちょ銀行の場合、確認印は不要です。)

②振替日は毎月1日です。(※1日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替)

③口座振替開始には、口座振替依頼書を提出後2～3か月かかります。口座振替開始までの間は、お送りする納付書でお支払いください。なお、口座振替開始時期はお手紙でお知らせします。

4 >> 扶養となるご家族がいる場合

● 被扶養者の条件

・年収が**130万円未満**(※)の3親等内の親族であること。

※60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害をお持ちの方は**180万円未満**となります。

配偶者(内縁関係でもよい)・子・孫・兄弟姉妹・父母・祖父母・曾祖父母以外の方は、被保険者との同居も条件となります。

・同居の場合、被保険者の年収の2分の1未満であること。

・別居の場合、被保険者からの仕送り(援助)を受けていて、その仕送り額(援助額)より少ない年収であること。

・原則として国内に居住している(日本国内に住民票を有する)こと



● 被扶養者認定に必要な添付書類(「コピー」の記載がないものは原本)

・現在取得できる直近のものをご準備ください。

被扶養者の年齢等	①収入に関する書類	②続柄に関する書類	③同居に関する書類	④仕送りに関する書類
		※在職時より引き続き被扶養者となる場合は添付不要		
中学校卒業まで	・不要	戸籍謄本等	・新規加入で同居の方、同居が条件の方は、被保険者と被扶養者の住民票 ・病気等の特別な事情により特別養護施設に入所しているときは入所証明書	・振込の場合預金通帳のコピー ・送金の場合現金書留(控え)のコピー
16歳以上	・連續3ヶ月分の給与明細のコピー(会社名、氏名、金額、年月入り) ・所得証明書 ・給与見込み証明書 等			
	・離職票のコピー ・受給資格者証のコピー ・退職証明書 等			
	・自営業、農業、不動産収入等がある方 ・確定申告書(控え)のコピー			
	・年金収入がある方 ・年金振込通知書のコピー(受取人・金額が確認できるもの) 等			
	・無職無収入の方(学生含む) ・所得証明書 ・非課税証明書 等			

● 被扶養者のマイナンバー記入について

・被扶養者の申請をいたぐ際に、対象となる被扶養者のマイナンバーを申請書にご記入いただく必要があります。

※マイナンバーの確認できる書類の添付は必要ありません。